

熊本大学附属図書館報

東光原 40

Kumamoto University Library Bulletin

ISSN 0917-7604

<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/tokogen/>

November 2004

特集 ラフカディオ・ハーン



特集 ラフカディオ・ハーン ハーン没後100年

ハーン Lafcadio Hearn (1850-1904) がスペンサー Herbert Spencer (1820-1903) の著書『社会学原理』 *Principles of Sociology* 3 vols., 1876-1882 (明治 9-15) と出会ったのは1882年のことで、著作を通じその生涯における崇拜の対象と見做すようになるのは、1885年7月『第一原理』 *First Principles* , 1862 読破後のこととされている。読み終えたその日からハーンにとって全く新しい知的生活が開けた、という。

スペンサーは、ダーウイン Charles Darwin (1809-1882) やその弟子ハックスレー Thomas Huxley (1825-1895) などにより提唱され一世を風靡した「進化論」という一大思想に基づいて、世界・社会・人生などすべてを体系化し説明しようと試みる。(但し、ダーウイン自身は、この点について迷惑がっている。)

これはハーンのアメリカ時代における出会いであるが、ハーン最期の著書で彼のジャパノロジストとしての地位を不動のものにした大著『神国日本』 *Japan : An Attempt at Interpretation*, 1904 の中にはスペンサーへの言及が至る所で散見される。

ハーンはスペンサーの理論的枠組みの中で日本や日本文化に関する議論を展開し日本理解を深めていった、ということである。

たとえば「祖先崇拜の進化の歴史」の一環とし

福澤 清

での「日本の祭りの歴史」も、スペンサーの主張する「宗教発達の法則」を支持する事例のひとつとして挙げられる。古代の祖先崇拜は「あらゆる宗教の根源」である、と見做す考え方である。

また「神道」に関する箇所でも、「宗教制度の社会に対する大きな価値は、集団に凝固力を与え、

統治を強固にする点であり、社会学的に言えば、宗教の価値は、その宗教の保守精神にある」というスペンサーの考えを援用して議論を展開している。『神国日本』の中に、次のような記述がある。

「法律は、書いたものでも、書かれないものでも、どちらも生きている者の上に、死者の支配を公式に表したものである。過去の世代が、その持っていた肉体的・精神的な

性質を伝えることによって、現代の上に働きかける力、——また、生活の慣習と様態とを残すことによって、過去が現在に働きかける力、この力に加えて、口から口に、あるいは文字によって受け継がれた、公民としての行為を定めた規則を通して、働きかける力がある。この真理が、黙々たる祖先崇拜を包含していることを示すために、私は、この真理を強調するのである。(中略) 死者の手はなかなか重く、今日でも、それは生きている者の上に重くのしかかっている。」



ハーバート・スペンサー

日本に初めて進化論を紹介した人物の中に、「国楽の創出と音楽教育の開拓」「吃音矯正事業の着手と発展」その他で多大なる業績を残した伊沢修二(1851-1917)がいる。彼が米国に留学していた頃、ダーウインの弟子ハックスレーが訪米したこともあって、スペンサーの「社会進化説(有機体説)」が米国で最盛期を迎えるが、その時にこの影響を受けたようである。彼の訳によるハックスレー著『生種原始論』(明治12年)という本が刊行されている。(渡米する前に中浜万次郎(1827-1898)に英語を習ったものの、現地での実生活には相当の戸惑いがあったようでもある)。

驚くべきことに明治の日本において、1877(明治10)年から約20年の間にスペンサーに関する翻訳書が30数冊も刊行されている。なぜ、このような異常とも言うべき事態が生じたのであろうか？

日本は当時、封建時代から近代国家形成への推移期である。アジアの周辺国家はヨーロッパ列強により植民地化されており、早急に強力な独立国家を形成する必要があった。

時の駐米公使森有礼(1847-1889)は、1873(明治6)年スペンサーと会い、伊藤博文(1841-1909)の命によって『大日本帝国憲法』の起草、さらにその英訳についても意見を求めている。

日本の伝統的歴史的状況の中で、森は、本来的意味での国民国家を形成するためには、いかにして国家と個人を結びつけるか、という課題があると考え、その課題を解決するための近代的理論としてスペンサー理論を参考にすべきである、と結論付けた。

その頃『社会学原理』第2巻第5部を執筆中であったスペンサーは、相談を受けて日本の歴史・文化に非常に興味を抱いた、という。

早急な近代国家創出に躍起となっていた日本

[=森]に対するスペンサーのアドバイスは、次のような内容である。

「新しい諸制度は連続性を破壊することを阻止するために、できるだけ現在の諸制度に接木されなければならない—新しいものによって古いものを取り換えるのではなく、古い形態を次第に大きな程度まで修正しなければならない。」(1892年8月23日付け書簡)

ハーンも『神国日本』の中に、スペンサーの『自伝』から次のように引用している。

「制度は国民性に依順するものである。制度の外見をいくら変えたところで、その本質は、国民性と同じく、そう急速に変わるものではない」

「宗教制度をにわかに変えると、政治上の制度の場合と同じで、後には必ず、反動がくる。」

他方、板垣退助(1837-1919)達はスペンサーの著書のひとつ『社会静学』*Social Statics*, 1851を「民権の教科書」、スペンサー自身を「民権の本尊」と見做していたとのことである。したがって、その著書は日本において予想を超える売れ行きとなった由である。(が、板垣とスペンサーの直接会談は不首尾に終わっている。)

1870(明治3)年、米国に赴く森有礼に外務省弁務少記として随行した外山正一(1848-1900)は、ミシガン大学において哲学と化学を修め、1876(明治9)年に化学科を卒業して帰国した後、開成学校における西洋史の講義でスペンサーを紹介し、その著書も用いた。

当時一緒に教壇に立ち、後に美術関係で有名になるフェノロサ Ernest Fenolosa (1853-1908)も政治学の基礎としてスペンサーの社会学を講義した。

このように、日本の大学で社会学、心理学、哲学（倫理学）の講義にスペンサーが取り上げられるようになったことも、日本におけるスペンサーブームを生み出す要因になったと思われる。

スペンサーの「進化」の観念が、例えば中国で魯迅 Lu Xin（1881-1936）にも影響を及ぼしたように、世界規模で受け入れられたのは、その考えが生物・地球の進化に留まらず、社会・国家（政府）・工業・商業（産業）・言語・文学・科学・芸術（美術・音楽）の発達／進化も含めて、継続的に単純から複雑な段階への同一の「進化」を含意させた点にある、と思われる。

それは、同質から異質なものへ進化する、という「万物の法則」が、宇宙・文明・社会など、あらゆるレベルで観察される、というものである。（因みに、「最適者の原理 Survival of the Fittest」という「自然淘汰」の用語はダーウィンではなくスペンサーによる、と言われる。）

スペンサーの学説が明治日本の初期に歓迎されたもう一つの点は、進化論がキリスト教と対立する側面があるように思われたことであろう。

キリスト教嫌いであったハーンが祖先崇拜を美德とする日本に好意的姿勢を示し、そのことに対し、スペンサー学説の「進化論」に基づく様々な説明を行っているのは、興味深い。

最後に。

主として19世紀後半という時期の同時代人としてスペンサー、ハーンそれにチェンバレンも加えてよいと思われるが、このうちの誰一人として正規の高等（大学）教育を受けていない。

にもかかわらず、著作や発言を通じての彼らの主張が大学人を筆頭とする知的階級の多くの人々に質・量ともに少なからず影響を与えた、ということとは否定できない事実である。

国立大学が独立法人化された21世紀の今日、「大学（教育）改革」はいかにあるべきか、という問いに思いを巡らす時、考えさせられるものがある。

*ふくざわ きよし
文学部教授

注：肖像写真は、The Warren J. Samuels Portrait
Collection at Duke University. より引用。

ハーン 没後100年祭 展示会・講演会 in 五高記念館を開催

10月13日(水)から10月28日(木)まで、黒髪キャンパスの五高記念館で、附属図書館と熊本大学学術資料調査研究推進室によって共催されました。13日は岩岡館長の挨拶の後、小泉八雲旧居館長宮崎啓子氏による特別講演「ハーン没後100年と小泉八雲旧居」が、また28日は教育学部教授西川盛雄氏による特別講演「ハーンの遺産」が、多数の受講者を迎えてハーンゆかりの講義室で行われました。



講演する宮崎館長

特集 ラフカディオ・ハーン

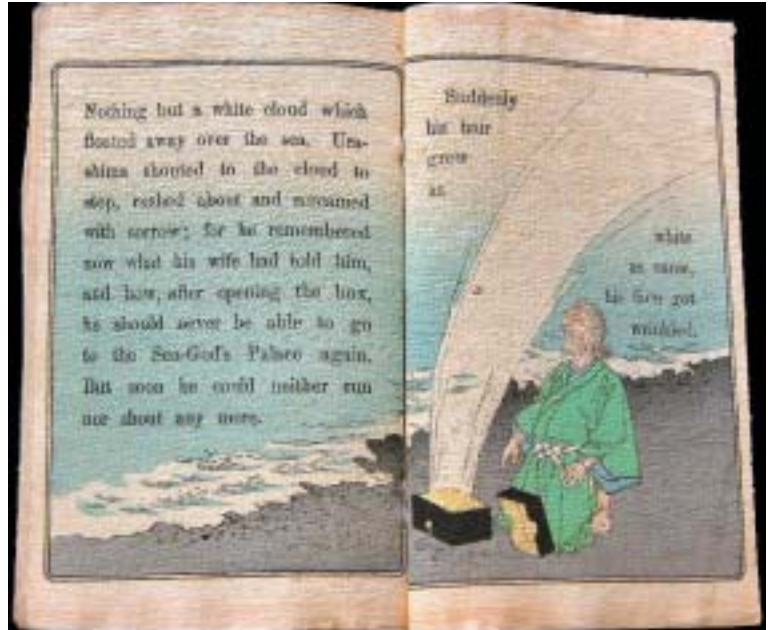
ラフカディオ・ハーンとギリシア神話

里見 繁美

ハーンはわずか二歳にしてギリシアを離れたが、その後生誕の地のことには大きな関心を寄せていた。幼くして離れたからこそ、また四歳にして母親がギリシアに帰ってしまったからこそ、以後二度と戻ることのないギリシアに対してより意識的になり、望郷の念が募ったと考えることもできる。中でも、ギリシア神話に関連したものに接したり、あるいは耳にしたりすると、敏感に反応するのであった。具体的には、日本での最初の赴任地・出雲が「神々の地」「日本民族揺籃の地」であることを知り、同じく神々の国ギリシアとの類似性をこの地に見出してハーンは喜び、ますます

日本最真に拍車が架かっていったことは周知の通りである。ハーンが意識するこうしたギリシア神話との関連性を色濃く示すものの中から、熊本を描いたハーンの世界の一つ「夏の日の夢」を例に取り上げて、ギリシア神話との類似性について分析してみることにする。

「夏の日の夢」という作品は、長崎旅行からの帰りに三角の「浦島屋」という宿屋でハーンが休憩する場面から始まり、「浦島」の話、「若返りの泉」の寓話へと展開していくものであるが、実はギリシア神話とオーバーラップする点を幾つも持っているのである。というよりも、これらの話の中にハーンはギリシア神話との関連を強く意識していたと思われるのである。特に、この作品の中でハーンが分析する「浦島」の話には、ギリシア神話からハーンが得たと思われる寓意が散りばめられている。ハーンが「浦島」の話をこの上なく気に入っていた背景には、明らかにギリシア神話との類似性を見出していた節がある。先ずこの



THE FISHER-BOY URASHIMA.

作品の中で、裏切り行為をした浦島をハーンは厳しく咎めている。何故かと言えば、竜宮城で結婚をした乙姫から「開けてはいけない」と言われた「玉手箱」を「好奇心」から開け、「年老いて」しまうからである。やがて安楽のうちに亡くなり、浦島明神にさえなる浦島であるが、そうした行動を取った浦島に対して、ハーンは以下のような判断を下す。

西洋だったら話はまったく違って来る。西洋では神々に背いたら、生きながらえて、最大の悲痛をその極みの果てまで味わい尽くさなくてはならない。一番よい時期に安楽そのままの死を遂げるなど許されるはずがない。いわんや死後自ら小さな神となることにおいてをやである。現身の神々の間に一人だけかくも長いこと生き続けている事実を前に、どうして浦島の愚かしさを憐れむことが出来ようか。(『日本の心』講談社学術文庫)

一般的に日本人は浦島に対して同情を寄せる傾向にあるが、ハーンは上記の引用のようにそれを疑問視するのである。では、ハーンのそうした考え方は一体どこから来るのであろうか。それは明らかにギリシア神話を念頭においた判断と思われるのである。具体的には、プロメテウスが人間を造り、人間に火を与えた場面から、ヘラクレスがプロメテウスを救う場面までを想起してみたい。もちろん全く同じではないが、両者は重なる部分を多く持つのである。キーワードは「神」と「過ち」ということになる。

ギリシア神話のそのくぐりでは、人間に火を与えたプロメテウスおよび火を受け取った人間を罰するべく、ゼウスは初の女性パンドラを造って「箱」を持たせて、地上に送り込む。ところが、「ゼウスからの贈り物にはくれぐれも気をつけるように」とのプロメテウスの忠告を無視して、弟のエピメテウスは見目麗しいパンドラに魅せられて彼女と結婚をしてしまう。更には、その娶ったパンドラが今度は天上の神から贈られた、「決して開けてはいけない」と贈り主から言われた箱を「好奇心」から開けてしまい、「古い」を始めとするさまざまな災いを人間界にばら撒くことになるのである。挙句の果てには、プロメテウスはそうした罪を問われて、山の頂に縛りつけられて、はげ鷹に肝臓を啄まれ、永遠の苦しみを味わうということになってゆく。

神から贈られ、しかも「古い」が入った、「開けてはならない」と忠告された「箱」を共に開けてしまうパンドラと浦島。その結果、ギリシア神話の世界では、人間界に災いが蔓延り、苦との戦いが始まり、またプロメテウスも長年の苦しみを味わっていくことになる。ところが、他方、浦島は

どうかといえれば同じ行動を取りながらも、その後何の苦もなく亡くなり、浦島明神にさえ成り行く。日本人が考えるように、「一体浦島を可哀そうに思うのは正しいことであらうか」とハーンは疑問を投げかける。「西洋では神々に背いたら、生きながらえて、最大の悲痛をその極みの果てまで味わい尽くさなくてはならない」からである。ハーンはこの問題を考えながら、やがて日本人が何故浦島に同情を抱くのかをこの作品の中で探っていくことになるが、そうした考察の大前提として、ハーンのギリシア神話に対する認識がこのように潜んでいたのである。

この作品は更に、ハーンが長浜に差し掛かると「若返りの泉」の話をも思い出す。ある老夫婦が若返りの泉を飲み過ぎて若くなり過ぎてしまったという話であるが、ハーンは「浦島」の話に思いを馳せた後では、この話の寓意は以前にもまして疑わしくなってきたと結論付ける。確かに、そうかもしれない。浦島が「古い」の入った箱を開けてしまった後であるから、人間は年を取っても、決して若返るはずはないからである。ましてや遙か昔パンドラが「古い」の入った箱を既に開けていたのであるから。それゆえ、この話には寓意性にますます欠けるということになるのである。

ハーンは更にこの作品の最後において、「神」との約束を頑なに守ろうとする。つまり、浦島屋の女将（竜宮城の乙姫）とした約束である。宿屋を出る時に、女将はハーンに「俵屋には七十五銭をお支払ください」と告げた。ところが、俵屋は予定の二十五マイルを走らなかった。だが、ハーンは俵屋に七十五銭を支払った。ハーン理由は以下の通りである。



パンドラの像

「七十五銭とあの人は言いました」それから私はこう言葉を続けた。「なるほど初めの約束は果たされておりません。でも七十五銭お払いいたしましょう。私は神様がこわいのです」

浦島は乙姫との約束を守らず箱を開けてしまったからこそ老いて、二度と乙姫のもとに帰ることができなくなったが、ハーンはギリシア神話をより意識して、神々に通じる乙姫との約束を固く守ったのである。

ハーンの作品には、このように神との約束も含めて、約束を守ることの重要性を示すものが実に多く見られるのである。

*さとみ しげみ
文学部助教授

注1：THE FISHER-BOY URASHIMA. の画像はちりめん本「浦島」弘文社1886より引用。

注2：パンドラの画像は「ギリシア・ローマ神話事典」大修館書店1990より引用。

【表紙の言葉】

今回の表紙はハーンの没後30年を記念して出版された「妖魔詩話 JAPANESE GOBLIN POETRY」小泉一雄解説・編、小山書店1934です。

トピックス さまざまな地域連携

今年も開かれた図書館としていろいろな協力・活動を展開しています。

■養護学校の職場体験

6月29日(火)から7月1日(木)まで、教育学部附属養護学校高等部の生徒2名が職場体験学習。

■図書館情報学の実習

8月9日(月)から8月27日(金)まで、筑波大学の依頼により同大学生1名が「情報の収集、処理、提供に関する業務の実際を理解」すること等を目的として実習。

■小学校教諭の見学

8月19日(木)、熊本市小学校国語研究会の教諭20名が附属図書館の「特色や有効的な利用の仕方」を学ぶために見学。

■インターンシップ（就業体験）

8月23日(月)から8月27日(金)まで、法学部学生2名が「様々な分野で活躍できる優秀な人材」となること等を目的として就業体験。

■中学校の職場体験

9月14日(火)から9月17日(金)まで、熊本市立桜山中学校の生徒4名が職場体験。



平成16年度文化庁主催 図書館等職員著作権実務講習会に参加して

坂崎直美，大倉 桂，後藤友紀

去る8月の25日から27日までの3日間、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を習得させることを目的に開催されている、文化庁主催の平成16年度図書館等職員著作権実務講習会に参加いたしました。講習会で学んだことを通して、主に大学図書館における文献複写について考えたことを述べたいと思います。

大学図書館の施設内にセルフ式自動コピー機が設置され、利用者が自ら資料の複写を行うという光景は当たり前のように見受けられるかもしれませんが、自由に著作物を複写できる権利が利用者に与えられているということでは決してありません。大学図書館が所蔵している学術資料等の著作物には著作者が存在し、その著作者に対して著作権が与えられています。



「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と著作権法第2条第1項第1号に規定されています。著作権とは、そのような著作物を創り出した人に与えられた「自己の著作物を他人に無断で利用されない」という権利のことです。著作権は、権利を取得するために申請や登録を必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与されるということが国際的なルールとなっており、これを無方式主義といいます。

著作権は、著作者人格権と財産権としての著作権の2つに大きく分けることができます。著作者人格権には、公表権（無断で公表されない権利）、氏名表示権（名前の表示を求める権利）、同一性保持権（無断で改変されない権利）等があります。財産権としての著作権には、複製権（無断で複製されない権利）、公衆送信権（無断で公衆に送信されない権利）、上演権（無断で公衆に上演されない権利）ほか様々な権利があります。

大学図書館においては、著作権法第31条の定めにより著作者の権利が制限され、図書館資料を複製することが認められています。しかし、どのような状況でも自由に複製してよいということではなく、利用者の調査・研究のため、図書館資料の保存のため、他の図書館の求めに応じてという条件が必要であり、かつ著作物の一部分を一人につき一部提供することとなっています。また、複製の主体はあくまでも図書館であり、セルフ式自動コピー機による利用者自らのコピーを図書館の複製といえるかどうかについては、著作権者側による否定的な見解が見受けられます。

では、なぜ現在大学図書館にセルフ式自動コピー機が設置され、利用者がそれを利用する状況が生まれているのでしょうか。それは、大学側と著作権者側との間で協議がおこなわれ、合意に達しているからです。

平成14年12月に国公私立大学図書館協力委員会と権利者団体との間で合意に達した「大学図書館における複写に関する実務要項」には、セルフ式自動コピー機による複写が著作権法31条に従うものであると認められるための条件について言及されています。その条件とは、セルフ式自動コピー機が図書館の管理下におかれていること、利用者

は図書館に複写の申し込みをしなければならないこと、図書館は利用者に誓約書を提出させること、図書館は申し込みの内容が適法なものであるかどうかを厳格に審査し、複写の後に点検をすること等です。

大学図書館は、長い年月をかけて権利者団体と話し合い、この合意に達しました。また、平成16年度には、権利者団体との契約により、大学図書館間のILL（図書館相互貸借）において、ファクシミリ送信やインターネット送信（文献画像伝送システムによる送信や、画像イメージの電子メール添付での送信等）をすることが許諾されることとなりました。このことにより、より迅速な情報提供を行なうことが可能になりました。

著作権者の権利が制限される場合には、図書館における複製のほかにも様々な例がありますが、個別の具体的な例に関して著作権法で詳細に定められているわけではなくグレーゾーンがあることは確かであり、これからは著作権法の規定に縛られて何もできないという状況をそのままにしておくのではなく、そのグレーゾーンを埋め、著作権者側の利益を損うことなく、かつ利用者側の要望も満たすような契約による解決が必要になってくるという講習会での話が思い出されます。

大学における学生及び教職員の教育・研究・学習活動を支援するために、大学図書館は様々な学術資料を収集・蓄積し、利用者に提供しています。私たち図書館員は利用者の方々に少しでもよいサービスを提供したいという気持ちで業務を行っているため、著作権についても利用者の立場から考えてしまうところがあります。しかし、今回の講習会で時間をかけて著作権について学び、著作権者の立場から著作権や権利保護について考えることによって、著作権が保護されなければならない権利であることを再認識しました。大学図



書館は、著作権者の権利保護と利用者の要望とのバランスを考えサービスを提供する必要があると思います。また、利用者に対しても、著作権を尊重する態度についての理解を促すための方法を考えていく必要があるでしょう。

これまで主流だった紙媒体による資料に加え、電子的な複製が容易に行える資料も増えていくことでしょう。日々新しい技術が開発され、誰もがユーザーでありクリエイターであるという状況で、めまぐるしく変化していく著作権の世界に取り残されないようにすべきだとこの講習会に参加して感じました。

著作権法

（図書館等における複製）

第31条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を1人につき1部提供する場合
2. 図書館資料の保存のため必要がある場合
3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

* さかざき なおみ, おおくら けい, ごとう ゆき
図書館サービス課, 学術情報課

人事異動

■異動（平成16年7月1日付）

学術研究協力部長

東 雅彦（文部科学省大臣官房政策課情報化推進
室長補佐(兼)情報化推進専門官）

日誌（平成16年7月～10月）

- 6/29-7/1 養護学校の職場体験（2名）
- 6/30-7/1 国立大学図書館協会総会（大阪大学）
- 7/2 薬学部図書・情報委員会図書部会
- 7/8 県立図書館協議会理事会
- 7/27 第2回附属図書館係長会議
- 7/30 第3回医学部図書委員会
- 8/7 九州地区国立大学附属図書館ソフト
ボール大会（熊本市）
- 8/9-27 図書館情報学の実習（1名）
- 8/19 小学校教諭の見学（1グループ）
- 8/23 熊本県図書館関係職員研修会（中級）
（熊本県立図書館）
- 8/23-27 インターンシップ（2名）
- 8/25-27 図書館等職員著作権実務講習会
（九州大学）
- 8/26 熊本県書誌総合目録ネットワーク
システム検討会（熊本県立図書館）
- 9/10 第1回附属図書館運営委員会
- 9/14-17 中学校の職場体験（4名）
- 9/17 本荘・九品寺地区図書委員会
- 9/25 ハーンのレリーフ完成披露
- 9/27-28 熊本県図書館職員研修会（初級）
- 10/5 熊本県歴史資料保存講演会（県庁）
- 10/8 熊本大学地域貢献事業研究シーズ公開
シンポジウム（熊本メッセ）
- 10/8 熊本県大学図書館協議会セミナー
（熊本学園大学）
- 10/12-15 九州地区国立大学等係長研修（佐賀市）
- 10/13-28 ハーン没後100年祭展示会・講演会
（五高記念館）
- 10/15 広島大学シンポジウム（広島県）
- 10/18-22 九州地区国立学校等会計事務研修
（福岡県）
- 10/19 第3回附属図書館運営委員会
- 10/26-27 九州地区医学図書館協議会総会
（北九州市）
- 10/27 第3回附属図書館専門委員会
第1回増築WG会議

川口恭子氏に信友社賞

熊本大学学術資料調査研究推進室委員の
川口恭子氏はこのたび、永青文庫をはじめ
肥後細川藩に関する多くの古文書を解読、
また永く後進の指導に当たってきた功績に
より、財団法人信友社（平山謙二郎理事
長）から第27回信友社賞を贈られた。

寄贈された本学教員の著書

— ASPECT 熊大のコーナーに配架されています —

岩岡中正、伊藤洋典（法学部）

「地域公共圏」の政治学 岩岡中正・伊藤洋典編

山下 勉（法学部）

地域を創る 山下勉編

西山忠男（理学部）

孤峰の蝶：西海古譚 西山忠男著

吉玉國二郎（大学院自然科学研究科）

植物色素研究法 植物色素研究会編

工藤敬一（名誉教授）

荘園公領制の成立と内乱 工藤敬一著

上村直己（文学部）

九州の日独文化交流人物誌 上村直己著

東光原：熊本大学附属図書館報
第40号 平成16年11月刊

発行 熊本大学附属図書館
〒860-8555 熊本市黒髪2丁目40番1号
TEL: 096 (342) 2273 FAX 096 (342) 2210

編集 柿本義行 浦田博臣 秋吉陽一郎
伊波ひとみ 坂崎直美 大倉 桂

URL <http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/tokogen/>